○経済産業省告示第四十七号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
携帯用レーザー応用装置	財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区丸の内二丁目五番二号

○国土交通省告示第百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16396	アウディ　ABA－8JCEPF	アウディ　ジャパン株式会社	東京都世田谷区尾山台2丁目30番地8号
16397	アウディ　ABA－8TCDNL	〃	〃
16398	アウディ　ABA－8TCALL	〃	〃

○国土交通省告示第百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16395	トヨタ　DLA－ZVW35	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16401	三菱　83W　DBA－V93W	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号
16402	三菱　93W　DBA－V93W	〃	〃

○国土交通省告示第百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16403	スズキ　DBA－HA25S	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
16404	マツダ　DBA－HB25S	〃	〃
16405	スズキ　HBD－HA25V	〃	〃

○国土交通省告示第百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16406	カワサキ　EB－L－VN900B	川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

○国土交通省告示第百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16399	ホンダ　HA8　EBD－HA9	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号
16400	ホンダ　HA9　EBD－HA9	〃	〃

○国土交通省告示第百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月二十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16407	スズキ　EBL－VK58A	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月二十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16408	ダイハツ　DB－A－L455S	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町1番1号
16409	ダイハツ　CB－A－L455S	〃	〃
16410	ダイハツ　CB－A－L465S	〃	〃
16411	スバル　DBA－L455F	〃	〃
16412	スバル　CBA－L455F	〃	〃
16413	スバル　CBA－L465F	〃	〃

○国土交通省告示第百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の十一第一項の規定により、平成二十一年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀HCR－659	前照灯　ヴァレオ　VH400　RHD	ヴァレオジャパン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷5－23－13

○国土交通省告示第百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の十一第一項の規定により、平成二十一年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日

国土交通大臣　前原　誠司